

法教育授業

裁判員体験に挑戦しました

裁判員の対象年齢が18歳になったことを踏まえて裁判員を体験する授業を、3月6日に行いました。裁判員裁判は司法制度改革によって2009年度から始まりました。刑事裁判の中でも、世の中に大きな影響を与えたような重大な事件の第一審をおこないます。

最初は裁判の様子を写した映像を見て、事件の内容を大方つかみました。その後、どのような罪になるのか、あるいはならないのか。殺意はあったのかなかったのか。正当防衛とは、など、私たち大人が考えても複雑で難しいテーマでしたが、生徒たちは一生懸命考え取り組んでいました。

生徒の感想から



今日の授業を振り返って、あらためて裁判官はすごいなと思いました。判決で被告人の人生が大きく変わるのでとても大変だし、プレッシャーを感じる仕事だなと思いました。実際に判決を出そうと思うととても難しくて迷いました。なぜ裁判員制度があるのか疑問だったけれど、裁判を何回もやっていると感覚が麻痺すると聞いてびっくりしました。そのために、一般の人が裁判をする必要があるということ、今日弁護士さんから聞いて始めてわかりました。大人になって裁判員制度のメールが来たら、やってみようかなと今日の授業を聞いて考えました。

(2組 ○○ ○)

裁判員裁判の話をも公民の授業で初めて聞いて、最初はなぜ一般人に被告のこれからの人生が変わる選択をさせるんだろうと思っていました。しかも刑事裁判だったら殺人をした人が本当に無罪なのに有罪にして人生が変わってしまったり、逆に有罪なのに無罪にしたら殺人犯が普通に生活して、もしかしたらまた犯罪を犯すかもしれないことを、なんで知識も少ない一般人も参加してやるのかということも疑問でした。今回授業を受けて弁護士さんからそれは正しい判決をするために必要なことで、普段から犯罪を身近に感じている人は感覚がおかしくなって、判決を間違ってしまうかもしれないから、一般人の感覚が必要と言っていて、納得したしすごいなと思いました。実際に模擬裁判を経験して簡単に決められることではないし、慎重に行わなければいけないと改めて感じました。

貴重な経験をして裁判についてや、世の中の動きに興味をもちました。

(2組 ○○ ○○)

今回、裁判員の体験で殺人罪をテーマに扱って一番思ったことは、被告人が100%悪いという理由が明確にないため、無罪か有罪か決めるのが難しいということです。今までは殺人をしてしまった人がだいたい悪いという考えでしたが、殺意があったかなかったか、決める事すら難しく、たくさんの理由があったため班の中で意見が分かれてしまいました。自分がいつ裁判員に選ばれるかわからないので、裁判について、もっと知識を得られるようにしたいです。

(1組 ○○ ○○)



この事件を「殺意があるか」と「正当防衛が成立するか」に注目して考えたが、殺意には「殺そうと思っていた」=確定的殺意 以外にも殺す気はなかったが殺してしまってもしょうがないと思ったという「未必的殺意」の二つがあることを学べた。また、「未必的殺意」を学んだことで裁判について深く学べた。裁判員になったら、今回の授業を生かして頑張りたい。

(1組 ○○ ○○)

☆今回東京弁護士会からお越しいただいたのは、川崎 良介弁護士と諸橋 仁智弁護士でした。お二人とも生徒とのやり取りを楽しみながら、授業していたのが印象的でした。裁判員に選ばれても約半数の人が断ってしまうという今の現状をお聞きして、まずは、大人たちが「参加する」姿勢を見せなければいけないと痛感しました。

3月は忘れてはいけない日があります。東京都平和の日



78年前の3月10日未明、アメリカ軍の爆撃機325機が東京の下町一帯に18万発という大量の焼夷弾を投下しました。木造家屋中心だった町はたちまち炎上し、死者は10万人に上ったと言われています。これが、東京大空襲です。荒川では日暮里の線路際に多くの焼死体が埋められたと言われているそうです。

東京都では、この3月10日を「東京都平和の日」に定め各地で行事が行われました。3年生は卒業遠足当日でしたので、全体にお話はできませんでしたが、楽しい卒業遠足ができるのも「平和」があってこそということを忘れては

なりません。そして、世界各地ではいまだに内戦が続き、ロシアとウクライナの間の戦争もいまだに終わる気配がない、そのことから、「平和」のために私たちは何ができるのか、どう行動していくべきかを考えていきましょう。

そして、12年前の3月11日には「東日本大震災」がありました。12年たったとはいえ、すべてが元通りにはなっていません。災害に対する備え、命の大切さを考えていましょう。

